平成２３年（フ）第５０２号
北海道旭川市末広１条６丁目６番12号
債務者　和田　　浩
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　元弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２号
新潟県佐渡市真野新町492番地
債務者　島倉　　愛
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　貴子
4　財産状況報告集会の期日　平成24年４月25日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第２９号
大分市西新地１丁目１番17―802号　ルネスリバーコート
債務者　佐藤　忠雄
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　貴史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月６日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５号
兵庫県豊岡市昭和町３番12号
債務者　ユニホームのすわこと　諏訪　國光
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生駒　和雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第６号
兵庫県豊岡市昭和町３番12号
債務者　諏訪まさ子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生駒　和雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第４号
香川県坂出市本町３丁目４番８号
債務者　長尾　秀俊
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎壮太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月16日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第５号
香川県坂出市川津町2785―１、住民票上の住所香川県坂出市本町３丁目４番８号
債務者　長尾　照男
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎壮太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月16日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１０号
三重県四日市市西松本町22番５号
債務者　高尾　淑子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２４００号
愛知県日進市栄４丁目1113番地　エトワール日進301
債務者　倉本　和也
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５号
函館市大森町19番１号
債務者　山村　英樹
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３７号
函館市西旭岡町２丁目50番地８
債務者　長谷亜由美（旧姓木元）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３９号
北海道上磯郡知内町字元町126番地18
債務者　日景　卓也
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第８号
岐阜県大垣市菅野１丁目８番地１
債務者　秋吉りさ子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第７０３号
兵庫県加古川市野口町良野1652番地　エミネントⅡ―106号
債務者　濱岡　克己
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７５６号
兵庫県赤穂市中広1576番地74　県営千鳥高層住宅３―605、住民票上の住所兵庫県赤穂市古浜町119番地
債務者　大久保　昭
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７６２号
兵庫県姫路市花田町上原田42番地８
債務者　大川内道惠
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２３号
兵庫県高砂市時光寺町９番１―302号、従前の住所兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋944番地の16
債務者　北村　佳之
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部